

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成 27 年度	次回見直し予定	平成 32 年度
条 例 名		神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例			
条 例 番 号		平成 22 年神奈川県条例第 15 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 2 節	
所 管 室 課		保健福祉局保健医療部医療課			
条 例 の 概 要		県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本県の産科、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科(以下「地域医療関連診療科」という。)のうち、小児科、麻酔科、外科及び内科は、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を下回っており、また、救急科は全国平均を上回っているものの、二次保健医療圏別では偏在が見られることから、将来本県の地域医療関連診療科を担当する医師としての業務に従事する有能な人材を育成・確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	修学資金の貸付けを受けた学生は、地域医療関連診療科の医師を目指し、大学において勉学に努めており、有能な人材の育成・確保に有効に機能している。			貸付実績 H26: 46 人、51,400 千円 H25: 34 人、40,800 千円 H24: 23 人、25,200 千円 H23: 10 人、12,000 千円 H22: 5 人、6,000 千円
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例に基づく修学資金の貸付けは、「かながわグランドデザイン」第 2 期実施計画の主要施策の一つである「地域における保健・医療体制の整備」及び「神奈川県医療のグランドデザイン」の「医師の養成・確保」に寄与するものであり、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しないものである。				

	その他	
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられな いため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	